

(別紙)

認定エンバーマー養成研修事業実施要綱

1. 目的

訪日外国人が日本で亡くなった場合において、そのご遺体について、多様な宗教や文化に適合した形で適切に埋葬、火葬又は本国への搬送等が行われることは極めて重要である。特に、訪日外国人旅行者の著しい増加が見込まれるところ、宗教上、御遺体を火葬できない場合等の事情で、本国に搬送するのに長期間を要する場合などには、死後変化の進行を防止するエンバーミングを行うことが必要になる。また、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者となった遺族が、隔離期間の終了後に葬儀を行うことを可能にするなど、災害時、感染症流行時においてもエンバーミングの技術が活用されることが想定されている。

こうした状況下でエンバーミングを行うに当たっては、通常のエンバーミングの知識や技術に加え、外国人の死体の取扱いの他、災害や感染症対策に関する知識が必要となる。このような観点から、平成31年度より厚生労働省において、エンバーマーを対象とした研修（以下「研修」という。）を実施する。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、「認定エンバーマー養成研修事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

3. 事業内容

- (1) 実施主体は、研修プログラムの企画立案、研修の運営及び履修の管理を行う。
- (2) 研修プログラムを企画立案するに当たっては、エンバーミング等に係る有識者からなる会議（以下「会議」という。）を設置し、当該会議の意見を踏まえて行うものとする。
- (3) 研修対象者は、現にエンバーミングを行っている者とする。
- (4) 研修内容は、死体等に係る法令の他、標準的なエンバーミングのプロトコル、死体に係る諸外国の宗教・文化・民俗学、外国人の死体の取扱いと埋火葬・国際的な死体搬送、災害対策及び感染症対策を中心として、会議において必要と認めた内容とする。
- (5) 研修は1回あたり1日程度（約8時間）で、年3回程度開催することとする。なお、研修の開催に当たっては、多くの者が受講できるよう期間を分けて開催するなど、受講者への配慮するものとする。
- (6) 研修実施後は、会議において、受講生の履修状況を審査し、修了相当と認められる者の一覧を作成し、厚生労働省に報告するものとする。また、会議において、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。
- (7) 上記(1)～(6)を行うに当たっては、厚生労働省医政局医事課と相談し、その指示に従うものとする。